

監査結果の報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年11月25日

尾花沢市監査委員 小林 秀也

尾花沢市監査委員 笹原 和子

記

1. 財政援助団体

- (1) 監査の対象 学校法人 尾花沢学園
- (2) 監査の期日 令和2年11月6日（金）
- (3) 監査の範囲 令和元年度尾花沢市認定こども園整備事業補助金等に係る関連事務事業の執行状況及び施設の視察。
- (4) 監査の方法 本監査は、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、補助金に係る収支の会計処理は適正に執行されているか確認、また施設の視察等も実施した。
- (5) 監査の結果 提出された資料に基づき関係諸帳簿と照合し、確認の結果計数に誤りはなく、関連事務の執行についても概ね適正に執行されていることを認める。